

各種手当の手続きはお済ですか？

特別障害者手当・障害児福祉手当 特別児童扶養手当・児童扶養手当

◎特別障害者手当

【支給対象】

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳以上のかた。

※ただし、対象者が次の事項にあてはまる場合、手当は支給されません。

○障害者施設、特別養護老人ホームなどに入所している場合

○病院や診療所に継続して3カ月を超えて入院している場合など

【支給額】

(月額) 2万6440円

※支給対象者などの所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

【支給月】

原則として、毎年2月、5

月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。

【支給対象】

◎障害児福祉手当

【支給対象】

身体または精神に重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の児童。

※ただし、対象児童が次の事項に当てはまる場合は、手当は支給されません。

○障害を事由とする公的年金給付を受けることができる場合

○児童福祉施設などに入所している場合など

【支給額】

(月額) 1万4380円

※支給対象者などの所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

【支給月】

原則として、毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。

【支給対象】

◎特別児童扶養手当

【支給対象】

身体・知的または精神に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母か、父母に代わって児童を養育しているかた。

※ただし、対象児童が次の事項に当てはまる場合は、手当は支給されません。

○障害を事由とする公的年金給付を受けることができる場合

○児童福祉施設等に入所している場合など

【支給額】(月額)

◇1級 5万750円

◇2級 3万3800円

◇児童が1人の場合

【支給月】

原則として、毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

◎児童扶養手当

【支給対象】

離婚・死別などによるひとり親家庭(これに準ずる家庭)：父または母が重度の障害にある児童など)において、18歳に達する年度末までの児童を扶養しているかた。

※ただし、児童や受給資格者が次の事項に当てはまる場合は、手当は支給されません。

○公的年金給付や遺族補償を受けられることができる場合

○児童福祉施設に入所している場合

○その他、同居人がいるなどの事実婚にあたる場合など

【支給額】(月額)

◇児童が1人の場合

◎問い合わせ先

・全部支給

4万1720円

・一部支給

4万1710円～9850円

※受給資格者の所得や児童の人数により支給される額が変わります。

※支給対象者等の所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

【支給月】

原則として、毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

◎問い合わせ先

長島町福祉事務所

(町民福祉課内)

☎86・1111

